

知財法務の勘所Q & A（第38回）

記載要件（明確性要件、サポート要件、実施可能要件） について



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 徳備 隆太

Q1 どのような場合に明確性要件違反とされるのでしょうか。

A1 特許法第36条第6項第2号は以下のとおり規定しています。

- 6 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
- 二 特許を受けようとする発明が明確であること

特許庁の審査基準では、具体的な類型として以下の5つの場面において発明が不明確となる場合が示されています。

- ・請求項の記載自体が不明確である場合
- ・発明特定事項に技術的な不備がある場合
- ・発明の属するカテゴリー（物の発明、方法の発明）が不明確である場合
- ・発明特定事項が選択肢で表現されており、選択肢同士が類似の性質・機能を有しない場合
- ・範囲を曖昧にし得る表現がある場合

明確性要件に違反するか否かは、特許請求の範囲の記載と明細書の記載と技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者の不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断されます（伸縮性トップシートを有する吸収性物品事件¹、旨み成分と栄養成分を保持した無洗米事件²）。つまり、明確性要件違反と判断されるためには、単に記載が不明確であるにとどまらず、第三者の利益が害されるほどに不明確であることを要することに注意が必要です。また、あくまで明確性要件で問題としているのは、特許が付与された発明の技術的範囲を画するために必要な記載がされているかであって、発明の機能・特性・課題解決・作用効果など

1 知財高裁 平成22年8月31日（平成21年（行ケ）第10434号）

2 知財高裁 平成29年12月21日（平成29年（行ケ）第10083号）